

第3回 南房地区タクシー事業適正化・活性化協議会 議事概要

平成25年3月6日(水)

14:00~15:00

木更津市市民総合福祉会館

1. 開 会

2. 議 事

「南房地区タクシー事業適正化・活性化協議会地域計画(案)」について

- 事務局より、「南房地区タクシー事業適正化・活性化協議会地域計画(案)」について資料説明

門井会長 ・ 地域計画が本日策定されると、今後はタクシー事業者が主体となりそれぞれの事業者が活性化策等を特定事業の中から選択して対応していただくこととなる。本日提案した地域計画(案)は、前回の素案に対する委員の意見も反映しているところだが、さらに追加するものがあれば意見をいただきたい。

鈴木委員 ・ 現在タクシー運転者の平均年収は263万円であり、一般企業の労働者の年収と比べて100万円以上の差がある。タクシーの運賃は初乗り710円、約300m毎に90円加算されている。運賃の額が低すぎることにより、給与の大部分を運賃収入が影響しているタクシー運転者の収入は一般企業の労働者の収入に追いつかない。他の国のタクシー運転者の収入は一般企業の労働者の収入と比べていかがなのか。年収が上がればタクシー運転者になる方も増えることとなる。

門井会長 ・ ただ今の発言は、地域計画の各項目についての話ではなくタクシー事業適正化・活性化法の目指すべきところの話かと思われる。今後はタクシー事業者が主体となり、タクシー事業の適正化・活性化を推進するための特定事業に取り組んでいただき、更なる需要喚起や、既に行われている減車の効果について検証していくこととなる。

門井会長 ・ その他意見等がなければ、ここで地域計画(案)の議決を行いたい。
ご承認いただける方については、拍手願います。

出席委員全員拍手

門井会長 ・ 本案を全会一致で南房地区タクシー事業適正化・活性化協議会の地域計画とする。
・ その他、意見等があればお願いしたい。

道祖尾委員 ・ 昨年末より長期間にわたり、私どもタクシー業界のためにご審議いただき感謝申し上げます。業界としては本日ご承認いただいた地域計画に定められた特定事業の実施について努力して参りたい。また、各市町村で実施しているデマンドタクシーや観光タクシーなどの活性化に繋がるような事業についても力を注いで行きたいと考えているので、自治体の皆様を始め関係の皆様には引き続きご支援、ご協力をいただけますようお願いしたい。

事務局 ・ 本日承認された地域計画については、法第9条第5項の規定に基づき近日中に協議会として、会長名で公表し、千葉運輸支局及び千葉県タクシー協会のHP上で公表したいと考えている。
・ また、法第10条第2項の規定に基づき、実施主体とされた者以外の者に対して、当該地域計画に定められた事業の実施のために必要な協力を要請することとしたい。
・ 今後は、タクシー事業の現状について把握、分析を行うとともに地域計画に定められた目標の達成状況について検証・評価を行うこととなる。次回の協議会の開催については、今後の特定事業計画の進捗状況等を踏まえて、開催の通知をしたいと考えている。
・ 千葉運輸支局としても、タクシー事業者に対し、特定事業計画認定申請様式の提示、モデル事案の提示など、本地域計画に定められた事業の推進に向け積極的に対応して参りたい。

門井会長 ・ 第1回が昨年12月6日、第2回が本年2月6日、第3回が本日3月6日と、短期間の中で地域計画を策定出来たのは皆様のご理解ご協力の賜物と考えている。先行している5地区では第4回目の協議会から会長を担当しているが、南房地区の第1回目では意見がでるのか不安に感じていたところ、自治体の皆様、関係機関の皆様、大勢の方から活発なご意見をいただき、本日の地域計画が策定されることとなり、感謝申し上げます。
・ 今後は、地域計画に基づいてタクシー事業者が主体となり特

定事業計画の作成、認定を受け、労働条件の改善を含む地域計画の目標の達成に向かって取り組んでいただく。タクシー事業者が主体ではあるが観光振興や福祉の関係、地域交通の関係などは自治体、関係機関の協力がないと推進していくことが難しい部分があり、引き続きご協力をお願いしたい。

3. 閉 会

【配布資料】

議事次第

出席名簿

配席図

資料 南房地区タクシー事業適正化・活性化協議会地域計画（案）

以 上